

地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会(第12回)
議事次第

日 時 平成27年3月13日(金)
17時40分～18時30分
場 所 総務省801会議室

議事

- 1 開会
- 2 報告事項について
- 3 意見交換
- 4 その他

資料 1

給与制度の総合的見直し
の取組状況について

給与制度の総合的見直しに関する取組状況

平成 27 年 1 月 1 日時点

平成 27 年 4 月 1 日から実施予定の団体数

(条例議決済み又は平成 27 年 2 月～3 月議会へ条例提出予定の団体を含む。)

○都道府県 42／47 団体 (89.4%)

※給与水準等から見て既に見直しの趣旨に沿っているとしている団体を含む。

○指定都市 3／20 団体 (15.0%)

※給与制度の総合的見直しに関して人事委員会勧告を行った団体：3 団体

※給与制度の総合的見直しに関する勧告を見送った 17 団体のうち、公務員給与の取扱方針の閣議決定（平成 26 年 10 月 7 日）より前に人事委員会勧告が行われた団体が 14 団体

○市区町村 1,190 団体／1,721 団体 (69.1%)

○合計 1,235 団体／1,788 団体 (69.1%)

団体区分	各団体の給料表の見直し状況						団体数	
	議決済み a	協議中等 b	小計 a+b	施 行 時 期		検討中 c		予定なし d
				H27.4.1施行	それ以降			
県	25	17	42	42	0	2	3	47
	53.2%	36.2%	89.4%	89.4%	0.0%	4.3%	6.4%	
指定都市	3	1	4	3	1	16	0	20
	15.0%	5.0%	20.0%	15.0%	5.0%	80.0%	0.0%	
市区町村	450	746	1,196	1,190	6	474	51	1,721
	26.1%	43.3%	69.5%	69.1%	0.3%	27.5%	3.0%	
合計	478	764	1,242	1,235	7	492	54	1,788
	26.7%	42.7%	69.5%	69.1%	0.4%	27.5%	3.0%	

a「議決済み」：給料表の見直しに関する条例が既に議決されている場合

(※給与水準等から見て既に見直しの趣旨に沿っているとしている団体を含む。)

b「協議中等」：給料表の見直しを行う方針を 執行部側で決定 しており、条例案の提出に向けて準備中の場合、又は、給料表の見直しを行う方向で職員団体と協議中の場合

c「検討中」：執行部側において対応方針を検討中であるが未決定 の場合又は今後検討を予定している場合

d「予定なし」：執行部側において給料表の見直しを行わないことを決定している場合

資料 2

地域手当について

今回の地域手当の見直しに関する 個別の地方団体の意見

- 地域手当の指定基準が 3 %、6 %、10 %、12 % という粗い刻みとなっており、切り捨てる部分が多いことを考慮すべきではないか。
- 支給団体に囲まれた非支給地もあるなど、近隣団体との地域手当の支給割合の格差が大きい場合もあることから、何らかの配慮ができないか。
- 地域手当について、生活圈や経済圏を考慮した設定ができないか。
- 賃金指数による指定が 5 万人以上の市とされていることから、町村は民間賃金が高い地域であっても地域手当の対象とならない一方、大都市に通う人が多い町村は、パーソントリップ補正により地域手当の対象となっており、バランスを欠くのではないか。
- 同一の職務でありながら 20 % もの差をつけることが適当か。
- 地域間の給与差が大きくなると優秀な人材の確保ができなくなるのではないか。
- 東京 23 区への通勤圏にある地域の場合、地域手当の支給割合が高い東京に人材が集まってしまい、東京一極集中につながるのではないか。
- 社会経済状況の変化に対応するため 10 年ごととされている見直しについて、より短い期間での見直しとすべきでないか。

など

8. 今後に向けた課題

（４）地域手当のあり方

地域手当については、地方公務員給与においても人事院が作成した基準にのっとり、支給地域・支給割合を定めることが原則と考えられる（資料 9、10）。

しかしながら、地方団体等からは、地域手当の指定状況が必ずしもそれぞれの地域の実情を適切に反映していないのではないかとの声があり、例えば、地域手当の指定方法、近隣団体間での格差拡大への対応、地域の一体性を考慮した市町村に対する補正のあり方、級地区分ごとの支給割合の差の幅に対する疑問、支給地域等の見直し期間などについて様々な意見がある（資料 11）。

これらの意見に関し、地域手当の指定については、専門的な第三者機関である人事院において客観的な統計データに基づいて行われており、その際、民間賃金水準の把握にあたり経済活動が比較的安定的・継続的に行われている人口規模等を考慮していること、地域の一体性が認められる市町村に対する補正については２段階の級地に格付けができるよう拡充されていること、支給割合の差の幅については現行制度との継続性や級地区分の変更による支給割合の低下を避けること等を総合的に勘案して指定基準が設定されているものと考えられ、これらのことを踏まえると、現時点でこれと異なる客観的な基準を設けることは困難であると考えられる。

したがって、今回の給与制度の総合的見直しでは原則として国の基準にのっとり、見直しを行うことが必要であるが、今後、今回の見直しにおける各地域の実情を十分に分析し、関係機関と連携しながら地域手当のあり方について将来に向けて研究を行っていくことが望まれる。

地域手当の指定基準

1 概要

公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定める地域に在勤する職員に地域手当を支給。

(注) 人事院規則において、国の官署が所在する市町村を指定。

2 地域手当の支給基準

- (1) 賃金指数93.0(10か年平均)以上の地域(人口5万人以上の市)を指定。賃金指数が特に高い東京都特別区は、1級地(20%)とする。

級地区分	支給割合	10か年平均賃金指数
2級地	16%	109.5以上
3級地	15%	106.5以上～109.5未満
4級地	12%	104.0以上～106.5未満
5級地	10%	101.0以上～104.0未満
6級地	6%	97.5以上～101.0未満
7級地	3%	93.0以上～97.5未満

(注) 10か年平均賃金指数は、平成15年～24年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)の特別集計結果による所定内給与額の地域差指数(全国平均=100)により算出

- (2) 地域の一体性を考慮した支給地域の補正を行うため、(1)の基準を満たす中核的な市(都道府県庁所在地又は人口30万人以上市)への通勤者率(国勢調査により得られる、パーセントリップの数値)が高い地域*については、6級地(6%)又は7級地(3%)とする。

* 5万人未満の市町村についても対象とする。

中核的な市の級地(支給割合)	当該地域から中核的な市への通勤者率	
	6級地に格付け	7級地に格付け
1級地(20%)及び2級地(16%)	10%以上	
3級地(15%)	20%以上	10%以上
4級地(12%)	30%以上	20%以上
5級地(10%)	40%以上	30%以上
6級地(6%)	50%以上	40%以上
7級地(3%)	—	50%以上

(注) 今回の見直しにおける地域手当の級地区分の変更については、上位・下位ともに1段階までとする。

地域手当の支給対象団体数の推移

1. 支給対象地域のある都道府県数の推移

現行：30団体 → 見直し後：32団体

※新潟県と徳島県が新たに追加

2. 支給対象地域のある市町村数の推移

現行：359団体 → 見直し後：405団体
(20.6%) (23.2%)

見直し後の地域手当支給団体数の内訳			
1級地	20%	23団体	(1.3%)
2級地	16%	24団体	(1.4%)
3級地	15%	31団体	(1.8%)
4級地	12%	23団体	(1.3%)
5級地	10%	54団体	(3.1%)
6級地	6%	150団体	(8.6%)
7級地	3%	100団体	(5.7%)
合計		405団体	(23.2%)